	六四一、八六三円	六二一、五二二円	六一六、四三七円	六一一、三五一円	五九六、〇九五円	五九一、〇一〇円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	五八五、九二五円	五七五、七五四円	五六五、五八三円	五五五、四一三円	五五〇、三二七円	五四〇、一五七円
仙台市　静岡市　岡崎市	五七五、七五四円	五六五、五八三円	五五五、四一三円	五五〇、三二七円	五四〇、一五七円	
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	五六五、五八三円	五五五、四一三円	五五〇、三二七円	五四〇、一五七円		
札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	五五五、四一三円	五五〇、三二七円	五四〇、一五七円			
新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県　糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市	五五〇、三二七円	五四〇、一五七円				
上記以外の市町村	五四〇、一五七円					

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

	三四、二六一円	三〇、二九九円	二九、二五〇円	二三、〇七四円	一五、三八三円	
旭川市　帯広市　北見市	三〇、二九九円	二九、二五〇円	二三、〇七四円	一五、三八三円		
札幌市　釧路市　網走市	二九、二五〇円	二三、〇七四円	一五、三八三円			
函館市　青森市　盛岡市　山形市　松本市	二三、〇七四円	一五、三八三円				
秋田市　長野市　市	一五、三八三円					

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき八千六円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千四百十三円を、それぞれ支弁する。

5　［略］

第七条の二　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき八千六円を支弁する。

3　［略］

第七条の三　［略］

［項を削る。］

	六二六、五一七円	六〇六、一五六円	六〇一、〇六六円	五八五、七九四円	五七五、六一三円	五五五、二五二円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	五三九、九八一円	五二四、七一〇円				
上記以外の市町村	五二四、七一〇円					

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

	三四、二九六円	三〇、三一九円	二九、二七九円	二三、〇九七円		
旭川市　帯広市　北見市	三〇、三一九円	二九、二七九円	二三、〇九七円			
札幌市　釧路市　網走市	二九、二七九円	二三、〇九七円				
函館市　青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市	二三、〇九七円					

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき七千七十七円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千二百五十八円を、それぞれ支弁する。

5　［同上］

第七条の二　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき七千七十七円を支弁する。

3　［同上］

第七条の三　［同上］

2　前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、許可事業者が、令和六年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。